

ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 ふるさと福井の山林と水源を将来にわたって守るための「ふるさと山林売買監視システム」の構築について、幅広く検討を行うため、「ふるさと山林売買監視システムに関する検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会においては、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) ふるさと山林売買監視システムの構築に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、ふるさと山林売買監視システムに関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は7名の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 国土資源保全・政策法務・水環境・土地取引・森林環境教育に関して専門的知識を有する者
- (2) 林業団体および行政関係者

3 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。ただし、必要があると認める場合は、任期を延長することができる。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、必要があると認める場合は、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

4 第3条第2項(2)に規定する委員は、やむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福井県農林水産部森づくり課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成24年5月16日から適用する。